児童福祉法33条5項事件の審理の流れ

（児相から家裁への申立て予告連絡）

① 申立て・受付・受理面接

② 裁判官，書記官，調査官による協議

③ ・第一回審問期日の指定（保護者に期日通知書，申立書写し等を送付）
・児童の陳述聴取（15歳以上は必要的）

④ 第一回審問期日（保護者の陳述聴取）

必要があれば

⑤ 児相への資料追完指示，調査官調査，再審問期日等

⑥ 審判

保護開始から45日目頃

55日目頃

60日目頃

申立てから15日程度